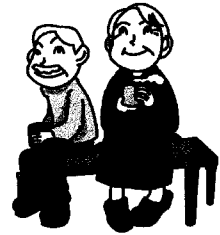


平成25年4月から

国民年金に任意加入されている**60歳以上65歳未満**の方も
国民年金基金に加入できるようになりました



問合せ先 静岡県国民年金基金 ☎054-287-5557

国民年金基金とは

自営業などの方がゆとりある老後を過ごしていただけるように、国民年金に上乗せした年金をお支払する公的な年金制度です

加入できる方

国民年金基金はこれまで国民年金保険料を納めている20歳以上60歳未満方が加入できる制度でしたが、平成25年4月1日から日本国内に住所を有する**60歳以上65歳未満**で国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。

※任意加入とは60歳までに25年の受給資格期間を満たさない場合や、20歳から60歳までの40年間全てを納付していないため満額を受給できない場合、60歳以降でも国民年金に加入することができる制度です。

～国民年金基金のメリット～

終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本になりますので、長い老後の生活に備えることができます。

税制上の優遇

掛け金は全額が社会保険料控除の対象となりますので、所得税や住民税が軽減されます。受け取る年金にも控除が適用されます。

60歳以上で退職されている方へ
住所や氏名を変更したときは
手続きをお願いします



問合せ先 三島年金事務所 ☎055-973-1166

年金の支給開始年齢に到達する3か月前に年金請求書をお送りしますので、それまでの間に住所を変更された場合は、三島年金事務所へ住所変更の手続きをお願いします。

ただし、日本年金機構で住民票コードを把握している方については、平成25年10月から住民基本台帳ネットワークシステムを通じて自動的に住所変更の情報を取得しますので、住所変更の手続きは必要ありません。

◎平成25年8月以降、年金請求待機者に対し、住民票コードの収録状況（収録の有無）等のお知らせを送付します。

◎住民票コードが収録できた方でも、氏名を変更したときは氏名変更届の提出をお願いします。